日米安保条約は片務的か

日米安保条約が双務的か片務的かという問題はこれまでに何度となく議論されてきた。現在の議論は、トランプ米大統領が荒っぽく米記者に「日本が攻撃されれば、私たちは日本防衛のために戦う。米国が攻撃されても日本は戦わない」と述べたことで始まった。

平和・安全保障研究所理事長　西原　正

双務的か片務的か

「日本の役割は片務的か」と訊かれれば、日本政府は公式には否定するであろうし、多くの日本人も政府見解に同調するであろう。「狭い土地に米軍基地をかかえて、基地の騒音や米兵の犯罪に苦労し、基地維持のための財政負担も大きい。片務的ではない」と。

政府はまた、「日米安保条約第5条は、日本が武力攻撃を受けた場合は、米国は共通の危機とみなして対処することになっている（米国がヒトを提供）が、第6条では極東の平和と安全のために米軍は日本から基地の提供を受ける（日本がモノを提供）となっており、日米間でヒトとモノの負担のつり合いがとれている」という立場を取ってきた。

確かに条約には自衛隊が米国の領土を防衛する義務は明記されていない。トランプ氏はここを見て、米軍と自衛隊の任務に基本的な差異があり、不公平（アンフェア）であると主張する。

しかし実際には、在日米軍は、対日防衛と関係なく独自の目的から日本の基地を使って東南アジアや中東方面での作戦に出ることができる一大利点を持っている。米軍は対日防衛とともにそうした遠隔地作戦のために日本に駐留しているのであり、日本は基地の維持経費の約73%を負担しているのである。

事実、1992年当時のディック・チェイニー米国防長官は議会で、「米軍が日本にいるのは、日本を防衛するためだけではない。米軍が必要とあらば、常に出動できる前方基地として使用できるようにするためである。加えて日本は駐留経費の75%を負担してくれる」と発言して、米国にとっての日米安保条約の利点を強調していた。トランプ大統領が日米安保条約は不公平だというときには、こうした点を考慮しないで日本を批判しているように感じる。

「公平で双務的」関係構築が急務

さらに日本は中国、ロシア、北朝鮮の核の脅しに対して正面に立って抵抗しなくてはならない立場にある。歴代の米政権は日本を「核の傘」（拡大抑止）で守ることを表明してきた。

しかしトランプ政権は、北朝鮮が日本海で短中距離弾道ミサイルの実験を繰り返しても意に介さない態度である。トランプ氏は、日本が北朝鮮への懸念から防衛力を増強して日米の負担がより均等化することを密かに期待しているのだろうか。

同盟国としての貢献度

同盟国間の不公平議論は、同盟国間の貢献度の差によるところが大きい。大きな経済規模や高度な技術力は国力を強くする。しかし重要なのは、同盟のためにどれだけの防衛力を提供するかである。それはしばしば防衛費の大小、あるいは一人当たりの防衛費比較で論じられる。

2018年の米国の防衛費は6430億ドル、日本は473億ドルであった。一人当たりの防衛費で見ると、米国は1954ドル、日本は375ドルであった。また防衛費の対GDP比で見ると、米国は3・14%、日本は0・93%であった。この点でも、米国の貢献度の方がはるかに大きい。

他方、日本列島はアジア大陸から海で切り離れているため、ロシア、朝鮮半島、北東中国を包囲する位置にある。日本はこれらの国との経済交流はしやすいが、同時にこれらの国が太平洋に勢力を伸ばすのを封じ込めることもできるという一大利点を持っている。

中曽根首相がかつて日本を「不沈空母」と言ったように、日本の地戦略的価値から見る貢献度は大きい。日米の貢献度は数字と地理的有利を同一次元で比較できない。

その反面、日本は石油資源をホルムズ海峡、マラッカ海峡、南シナ海などの危険にさらされる地点を持つ長いシーレーンに依存しなければならない弱点も持っている。もちろんこのシーレーンは日本だけが利用している訳ではないし、日本のためだけに米海軍が行動している訳ではないが、それでも日本の安全を支援する米国の負担は大きい。

日本は、アデン湾での海賊対策に参加しているだけで、この長いシーレーンの安全に関与していない。トランプ大統領はこの点での「不公平」には今のところ関心を示していない。

このように日米の防衛義務において何が不公平で片務的かという議論は簡単ではない。指導者の思考や主観的評価によって異なることもある。

兵士の犠牲が貢献度の基準に

しかしトランプ氏が「米軍は日本を守るために戦うが、日本の自衛隊は米国を守らなくていいのは不公平だ」と主張するとき、不公平感のもっとも重要な点を示唆している。

米国は日本を守る点においては一定規模の兵士が犠牲になることを想定している。それに対して日本はその覚悟は要求されていない。この米国側の不公平感は日本側の基地提供や基地経費負担で相殺されるものではない。真に健全な日米同盟のあり方を考えるならば、日本は米国と戦闘リスクを共有するという問題にどう対応すべきかを真剣に検討すべきである。

米比相互防衛条約（1951年締結）も、米韓相互防衛条約（1953年締結）も、締約国は、いずれかの国への武力攻撃に対しては「共通の危険に対処するように行動する」となっている。フィリピンも韓国も、程度の差はあれ、この条約によりベトナム戦争に参戦した。

日本も2015年の安保法制の制定および日米防衛協力ガイドラインの改定により、自衛隊が集団的自衛権を徐々に拡大して行使することが可能となり、米軍を支援することができるようになった。

今後、朝鮮半島や台湾海峡などにおける米軍の作戦に自衛隊が参加する必要性が生じるかもしれない。その事態に備えて、集団的自衛権の行使に関する憲法解釈ないしは憲法改正、さらに条約改正までも視野に入れた検討が急がれる。そうすることで日本は米国との間で「公平で双務的な」同盟関係を構築することができるであろう。